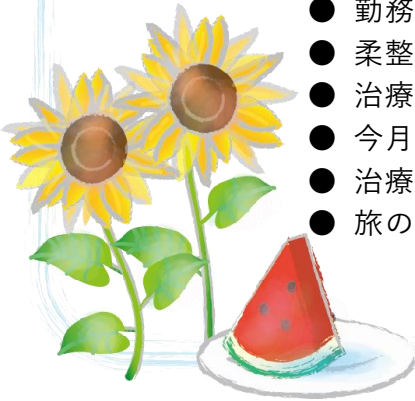


7月号目次

- 医業類似行為の定義の件
- 勤務施術者が変更になったとき
- 柔整の施術管理者研修の件
- 治療院ホームページ
- 今月のお歌
- 治療院版 広告トラブル回避
- 旅の空から



本州では梅雨が長続きしているようですが、北海道もここ最近はずっと曇りしない天気…。夏と言えば…ビアガーデン！ビールも良いですが、熱中症対策に、しっかり水分補給を心がけるようにしたいですね。

鍼灸柔整新聞より

「医業類似行為の定義」めぐる質問主意書

「あはき・柔整も含む」と政府回答

宮城県選出の参院議員・櫻井充氏(国民民主党)が、あはき法 12 条にある「医業類似行為」に対する政府の認識・見解を求め、5 月 23 日付で質問主意書を提出した。政府から同月 31 日に答弁書が出され、国家資格者が行う「あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復」が、他の療術行為同様、医業類似行為に含まれるとの見解が示された。(鍼灸柔整新聞 第 1099 号 3 面に質問・回答要旨が掲載されています)

「公共福祉に反する職業」にリラク業は当たらない

櫻井議員が質問で主に問いただしたのは、国家資格者のあはき師や柔整師の施術が「医業類似行為」に含まれるか否かという点だった。複数の側面から政府の認識等を求め、

- 医業類似行為は、広義（無資格者）と狭義（有資格者）を合わせた概念なのか
- 過去の判例(昭和 29/6/29 の仙台高裁判決や昭和 35/1/27 の最高裁判決)では、あはき師等が資格の範囲内で行う施術は医業類似行為に該当しないという認識が共通のものであると考えられるが、政府の見解はどうか

などの関連した 8 の質問をした。これに対して政府は、個別の質問には「意味するところが明らかでなく、回答は困難」と答えを避け、その上で総合的な考えとして、「**医業類似行為には、あん摩、マッサージ及び指圧、はり、きゅう並びに柔道整復のほか、これら以外の手技、温熱等による療術行為も含まれる**」旨の見解を示した。

また質問主意書では、これとは別に、近年頻発している無資格者による事故の危険性を指摘し、法的な規制や取り締まりの強化の必要性も求めた。その中で、「現在経済産業省が推進する無資格者が行うリラクゼーション業は憲法第 22 条で規制される公共の福祉に反する職業であり、推進することは立憲主義に反する行為」と批判し、政府に見解を求めた。政府は答弁書で、「経済産業省はあはき法を含む関係法令の遵守を前提としている」と前置きをした上、「御指摘は当てはまらない」と一蹴した。

令和元年 6 月 25 日 鍼灸柔整新聞 第 1099 号より引用

はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔整師・・・ 勤務する施術者が変更になったときに



治療院で新たにあはき師・柔整師を雇うことになったとき、色々手続きが多いですね。その中で、現在開設しており、特に健康保険を取り扱っている治療院で、いくつか忘れずにしていただきたい手続きについてピックアップしました。

保健所への勤務施術者の変更手続き

- ① 施術所開設変更届（勤務する施術者が変更になる日付、変更内容など記載する書類）
- ② 変更前後の施術者一覧表（勤務する施術者の名前、免許番号等を全員分記載する書類）
- ③ 新たに勤務するあはき師及び柔整師の免許証の原本

以上をご用意のうえ、保健所に届出をします。①②については窓口でも貰うことができますが、事前に様式をダウンロードする等、必要事項を記入して持参すると、手続きがスムーズに進みます。

また、逆に**勤務施術者が退職する場合には、①②のみ**をご用意のうえ保健所へ届け出てください。

※尚、手続の流れや様式など、自治体により異なる可能性があります。ここでは札幌市の保健所手続きを基に作成しておりますので、詳しくは各保健所にてご確認ください。※

参考：札幌市 HP 施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)に関する手続き
<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f80sejutu/index.html>
(開設届・変更届・廃止届の様式もこちらに掲載されています)

厚生局への勤務施術者の変更手続き ※施術管理者に変更がない場合※

- Ⓐ 保健所に届出た、上記①と②の写し（保健所の受付印が押してあるもの）
※届出のときに窓口でお伝えし、必ず写しをもらってください。
- Ⓑ 様式第 4 号（厚生局 HP よりダウンロード可能）
- Ⓒ 様式第 2 号の 2（厚生局 HP よりダウンロード可能）
- Ⓓ 新たに勤務するあはき師及び柔整師の免許証の写し

以上をご用意のうえ、当協同組合事務局へご提出ください。ⒷⒸは HP よりダウンロード可能ですが、ご連絡いただけましたらこちらからお送りすることも可能です。ⒷⒸは**書き漏れ、押印漏れのないように記載**する必要がありますので、記載内容で分からないところがあった際には、事務局へお問い合わせください。



北海道での予定が更新されました！

柔道整復師 施術管理者研修スケジュール

※申し込みが終了している日程については記載していません。

※**すぐに定員オーバーになってしまう状況が続いているようです**。事前に申し込み期間をご確認のうえ、開始時間直後に申込手続きを進められるご準備を！

●第48回 **愛知県** 2019/12/14(土)～12/15(日) 定員 100名 (& 優先枠 100名)

【会場】 TKP ガーデンシティ栄駅前

【一般枠 申込期間】 8/19(月) 12:00 ～ 8/30(金) 12:00

●第49回 **東京都** 2019/12/21(土)～12/22(日) 定員 100名 (& 優先枠 100名)

【会場】 TKP ガーデンシティ渋谷

【一般枠 申込期間】 8/19(月) 12:00 ～ 8/30(金) 12:00

●第50回 **大阪府** 2020/1/18(土)～1/19(日) 定員 100名 (& 優先枠 100名)

【会場】 TKP ガーデンシティ大阪梅田

【一般枠 申込期間】 9/17(火) 12:00 ～ 9/27(金) 12:00

●第51回 **福岡県** 2020/1/25(土)～1/26(日) 定員 100名 (& 優先枠 100名)

【会場】 TKP ガーデンシティ福岡渡辺通

【一般枠 申込期間】 9/17(火) 12:00 ～ 9/27(金) 12:00

●第52回 **東京都** 2020/2/8(土)～2/9(日) 定員 100名 (& 優先枠 100名)

【会場】 TKP ガーデンシティ東京駅日本橋カンファレンスセンター

【一般枠 申込期間】 10/15(火) 12:00 ～ 10/25(金) 12:00

●第53回 **大阪府** 2020/2/22(土)～2/23(日) 定員 100名 (& 優先枠 100名)

【会場】 TKP ガーデンシティ大阪リバーサイドホテル

【一般枠 申込期間】 10/15(火) 12:00 ～ 10/25(金) 12:00

●**第54回 北海道** 2020/3/14(土)～3/15(日) **定員 75名 (& 優先枠 75名)**

【会場】 TKP ガーデンシティ札幌駅カンファレンスセンター

【一般枠 申込期間】 **11/18(月) 12:00 ～ 11/29(金) 12:00**

詳しい申込方法や注意事項など、柔道整復研修試験財団のHPにてご確認ください。

http://www.zaijusei.com/training_oparation_2019.html



活用されていますか？ 治療院のホームページ

今月、7/4と7/25に、HBCの番組内で当組合ホームページのコンテンツ、『北鍼協サーチ』が紹介されたことで、一般の方からのサーチへのアクセスが増えています。それに伴い、『北鍼協サーチ』に登録して頂いている当組合所属の治療院情報ページについても、アクセス増加が見込まれますので、組合員さんに置かれましては、この機会に是非ご活用いただければ幸いです！

さて、『北鍼協サーチ』では、組合員さんからご指定いただいた内容を基に、治療院情報を掲載させて頂いていますが、治療院それぞれでホームページを作成されているところも、最近たくさんありますよね。北鍼協サーチでも、ご指定いただければ治療院ホームページのURLにリンクさせていただいています。「ホームページはよくわからない…」「どういことを載せるの？」といった方向けに、ざっくりとホームページに記載する情報についてのメリットを、以下いくつか挙げたいと思います。尚、完全に素人目線での解説となっておりますので、かる～いかる～い気持ちで参考にしてくださいね。



治療院へのアクセス

治療院がどのあたりにあるのか、実際に足を運ぶために何よりも重要な情報です。最寄り駅や、『〇〇店の裏です』などわかりやすい位置を表記しておいたり、イラストやgoogleマップでの地図を載せるのも効果的ですね。



施術所の外観 & 内観

治療院がどんなところなのか、雰囲気伝えるために内観の写真を掲載するのは大事ですね。初めて来院される患者さんにとっては、外観の写真を頼りにされる方も多いと思います。



施術内容

来院を検討している患者さんは、不調を抱えていらっしゃるわけですから、「どういう施術をもらえるんだろう？」と気になってしまうもの。治療院側からすると「実際に見てみないとわからない」に尽きるとは思いますが…方法が多岐にわたることや、使用する機材などの説明を載せるだけでも与える印象は大分違うのではないでしょう。



誇大広告や細かな保険料金の掲載は避けるのが吉ですが、おおまかな施術の流れや、自由診療の料金なども掲載するといいかもかもしれません。

スタッフの写真

自分の写真をネット上に載せるのは恥ずかしい！という方もいるかと思いますが…私の周りでは、治療院に来院するにあたって、「どんな先生がいるのか知りたい」という声が多いです(個人の意見で恐縮ですが…)。イケメンや美女だから、等ではなく、『実際にそこにいる先生の顔』が見られるということで、安心感があるんですね～。

治療院のホームページ作成に興味がある方は、当組合のウェブデザイン指定業者である『**オリジン**』さんにお問い合わせください！
HP: <https://www.origint.design/>



● 平成から 令和へ移る間にて 歴史のゆくえ 見届けていく

新元号が変わりました。最初に感じたことは、やわらかく、やさしい響きだと思いました。なにか、歴史の変わり目に立ち会ったようで、わくわくしますね。
でも私たちは、昨年から、保険や用紙の変わることで、とても忙しくしていますね。



● 新元号 令和の響きやさしげな 時代の流れ 昭和は遠し

● 恐ろしき SNS の眩きが 罪なき人の 人生奪う

現代は、ますますスマホやネット上での犯罪が、過剰になりつつあります。ネット上だと、発信する人の顔や存在が分からないから、無責任に発信してしまうのでしょう。

これからますます恐ろしい世の中になるようで、私にはとても着いていけません。



● ネット上の ^{うそぶ} 中で強がり嘯きて 殻を抜け出す 勇気を持たず



SNS やホームページは便利…だけど！ 気を付けましょう！ SNS トラブルの回避

総務省が発表した 2017 年のインターネット利用率は 80.9%、中でもスマートフォン利用率が半分以上を占めており、利用目的の『ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) の利用』率は年々上昇がみられます。特に普及率が高いのは『LINE』『Facebook』『Instagram』『Twitter』あたりだと思われそうですが、前述したホームページはもちろん、あらゆる業種において、この SNS を活用するところは増えてきています。組合員さんの中にも、Facebook など宣伝されている方も多いのでは？

SNS は、うまく活用すれば大変便利なツールですが、その普及率の高さを利用した犯罪に巻き込まれるケースもよく話題に上ります。また、ホームページは基本的に『治療院を探しに来た』人によって閲覧されるものですが、SNS は『拡散』されることによって、あらゆる人の目に触れる可能性があります。宣伝効果としては大変魅力的ですが、その分多くの目があることを忘れずに、投稿内容を意識して活用することが大切です。

また、患者さんが『治療院でお世話になっている先生』を検索すると、困った投稿が目に入ってしまった…なんてことのないように気を付けたいですね。事務局としては、素敵な投稿には『いいね！』させていただきます。

ネット広告とは別に…チェックしておきましょう！ 看板やチラシの広告、大丈夫ですか？

あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、柔整の治療院においては、あはき法及び柔道整復師法により、広告できる事項が明確に決まっています。この広告とは、

①チラシ、パンフレット ②ポスター、看板 ③新聞、折り込み広告、雑誌その他の出版物 ④インターネット上のバナー広告 ⑤不特定多数の者への説明会、相談会、スライド、ビデオ…

が対象です。なお、現時点では治療院個別のホームページはこれに該当しないこととなっています。

* 広告できる事項 *

- 厚生労働大臣免許を持つ施術者である旨 ● 施術者の氏名・住所 ● 業務の種類
- 施術所の名称・電話番号 ● 保健所に施術所開設の届出をした旨
- 施術日または施術時間 ● 休日または夜間における施術の実施について
- 出張施術の実施について ● 予約について ● 駐車場設備について
- 医療保険療養費支給申請（※あはき:医師の同意が必要な旨、柔整:脱臼又は骨折に係る施術については医師の同意が必要な旨 を必ず併記する必要があります）

札幌市の保健所からは、あはき・柔整施術所の広告についてまとめたわかりやすい冊子が公開されています。組合員さんにおかれましては、今一度ご確認くださいませ。

札幌市保健所医療政策課医務係より【施術所広告のしおり】⇒

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f80sejutu/documents/20160831-2.pdf>



狭い道ですれ違う
外国人観光客が
みんな優しい…
心ほっこり

アイヌの娘と義経の悲恋伝説
により、女人禁制となっていた神威岬

旅の空から

事務局 横島が、6月半ばに積丹と小樽に行ってきました。
天候にも恵まれ、6月にしては強い日差しを浴びながら、
神威岬(かむいみさき)の長い長い道のりを歩き続け、
30分ほどでなんとか先端までたどり着きました。
美しい積丹ブルーは勿論、急斜面に咲く草花や
吹き付ける海風が、心地良かったです。
尋常じゃないほどの汗をかきましたが…
いいリフレッシュになりました♪

その足で行った小樽貴賓館(にしん御殿)は
芍薬(しゃくやく)が満開の時期だったので、
次の機会には、牡丹や紫陽花の時期に
足を運んでみたいと思います。



北極星 次号は、**10月発行予定**です。
よろしくお願いたします。

発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合 発行責任者 吉田孝雄
札幌市中央区南1条西13丁目317-3 7F 南1条ビル3F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034
E-mail hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp URL <http://www.hokushinkyo.jp/>